

**鳥取県告示第 134 号**

平成18年鳥取県告示第415号（鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）第9条第3項の規定に基づき平成19年2月1日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
1 利用料金				1 利用料金			
(1) 食事の提供に係る利用料				(1) 食事の提供に係る利用料			
入所利用 (1日当 たり)	<u>短期入所及び市町村地域生活支援 事業（日中一時支援事業に限る。） に係る利用（1食当たり）</u>			入所利用 (1日当 たり)	短期入所利用（1食当たり）		
	朝 食	昼 食	夕 食		朝 食	昼 食	夕 食
	1,580円	280円	650円		650円	650円	650円
(2) 光熱水費に係る利用料（入所利用者及び <u>短期入 所利用者</u> に限る。）				(2) 光熱水費に係る利用料（入所利用者に限る。）			
1日につき327円				1日につき327円			
(3)～(5) 略				(3)～(5) 略			
2 略				2 略			

附 則

この告示は、平成 19 年 2 月 16 日から施行する。